

香川県指定五色台鳥獣保護区計画書（案） 新旧対照表

新	旧
<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(2) 鳥獣保護区の区域 別紙のとおり</p> <p>※別紙</p> <p>高松市生島町地内の主要地方道高松王越坂出線と生島町 267 番地西側市道との交点を起点とし、同所から市道を北西に進み塩田跡地（香川県総合運動公園ほか）を取り巻く水路との交点に至り、同所から水路に沿って西に進み生島湾海岸に至り、同所から海岸線に沿って左回りに進み坂出市大屋富町地内の青海川河口に至り、同所から青海川の東側堤防に沿って上流に進み一般県道大屋富築港宇多津線との交点（松山橋）に至り、同所から一般県道大屋富築港宇多津線を東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を南に進み一般県道鴨川停車場五色台線との交点に至り、同所から一般県道鴨川停車場五色台線を東に進み市道中山町 74 号線との交点に至り、同所から市道中山町 74 号線を北東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、阿弥陀越鳥獣保護区の区域を除く。</p> <p>(3) 鳥獣保護区の存続期間 令和 6 年 11 月 15 日～令和 16 年 11 月 14 日</p> <p>2 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>(2) 指定目的 当該地域は、香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高 200～500m の 5 つの峰が穏やかな山並みを連ねる山塊で、瀬戸内海国立公園に指定されている。</p> <p>3 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 3,145ha 内訳 ア 形態別内訳 林 野 2,331ha 農耕地 820ha 水 面 12ha イ 所有者別内訳 国有地 137ha 保安林 92ha 私有地 2,996ha 保安林 199ha 公有水面 12ha ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域 自然公園法による地域 2,461ha (瀬戸内海国立公園)</p>	<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(2) 鳥獣保護区の区域 別紙のとおり</p> <p>※別紙</p> <p>高松市生島町地内の主要地方道高松王越坂出線と生島町 267 番地西側市道との交点を起点とし、同所から市道を北西に進み塩田跡地（香川県総合運動公園ほか）を取り巻く水路との交点に至り、同所から水路に沿って西に進み生島湾海岸に至り、同所から海岸線に沿って左回りに進み坂出市大屋富町地内の青海川河口に至り、同所から青海川の東側堤防に沿って上流に進み一般県道大屋富築港宇多津線との交点（松山橋）に至り、同所から一般県道大屋富築港宇多津線を東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を南に進み一般県道鴨川停車場五色台線との交点に至り、同所から一般県道鴨川停車場五色台線を東に進み市道中山町 74 号線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、阿弥陀越鳥獣保護区の区域を除く。</p> <p>(3) 鳥獣保護区の存続期間 平成 26 年 11 月 15 日～令和 6 年 11 月 14 日</p> <p>2 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>(2) 指定目的 当該地域は、香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高 400～500m の 5 つの峰が穏やかな山並みを連ねる山塊で、瀬戸内海国立公園に指定されている。</p> <p>4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 2,990ha 内訳 ア 形態別内訳 林 野 2,176ha 農耕地 820ha 水 面 12ha イ 所有者別内訳 国有地 137ha 保安林 92ha 私有地 2,841ha 保安林 30ha 公有水面 12ha ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域 自然公園法による地域 2,306ha (瀬戸内海国立公園)</p>

第2種特別地域 872ha
第3種特別地域 136ha
普通地域 1,453ha
砂防法による地域 砂防指定地 48.91ha
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による地域
急傾斜地崩壊危険区域 8.07ha

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高 200～500mの5つの峰が穏やかな山並みを連ねる山塊の中心に位置する。

イ 地形、地質等

標高 200～500mの地形学上メサと呼ばれる浸食台地で、森林、湿地、岩場など、変化に富んだ地形である。

地質は、上部に讃岐岩質安山岩、讃岐岩、下部に集塊岩、凝灰岩、凝灰角礫岩、花崗岩という構造になっている。

エ 動物相の概要

33科76種の鳥類、6科10種の獣類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

アトリ、イカル、カワラヒワ、シメ、マヒワ、カワウ、ウグイス、セッカ、センダイムシクイ、ヤブサメ、エナガ、カイツブリ、サンコウチョウ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、マガモ、ウミネコ、カモメ、ユリカモメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワセミ、キジ、コジュケイ、アオゲラ、コゲラ、オオバン、バン、アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ササゴイ、ダイサギ、チュウサギ、サンショウクイ、イソシギ、シジュウカラ、ヤマガラ、キセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ハクセキレイ、オオタカ、サシバ、トビ、ノスリ、ハイタカ、ミサゴ、アカハラ、イソヒヨドリ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、トラツグミ、ルリビタキ、ツバメ、スズメ、アオバト、キジバト、ドバト、チョウゲンボウ、ハヤブサ、オオルリ、キビタキ、コサメビタキ、ヒヨドリ、アオジ、ホオジロ、ツツドリ、ホトトギス、ハッカチョウ、ムクドリ、メジロ、モズ、ヒレンジャク (33科76種)

イ 獣類

タヌキ、キツネ、イタチ、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ノウサギ (6科10種)

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

過去3年間の有害鳥獣捕獲許可申請状況

当該区域において、農林水産業及び生活環境被害を防止するため、カラス、ヒヨドリ、~~ドバト、カワウ~~等の鳥類と、イノシシ、タヌキ、アライグマ等の獣類について、有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。

第2種特別地域 717ha
第3種特別地域 136ha
普通地域 1,453ha
砂防法による地域 砂防指定地 46ha
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による地域
急傾斜地崩落危険区域 8.07ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高 400～500mの5つの峰が穏やかな山並みを連ねる山塊の中心に位置する。

イ 地形、地質等

標高 400～500mで、森林、湿地、岩場など、変化に富んだ地形である。

地質は、上部に讃岐岩質安山岩、讃岐岩、下部に集塊岩、凝灰岩、凝灰角礫岩、花崗岩という構造になっている。

エ 動物相の概要

30科74種の鳥類、3科3種の獣類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

カイツブリ、カワウ、ゴイサギ、ササゴイ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、ミサゴ、トビ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、コジュケイ、キジ、バン、イソシギ、ユリカモメ、ウミネコ、キジバト、ホトトギス、カワセミ、アオゲラ、コゲラ、ツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、サンショウクイ、ヒヨドリ、モズ、ヒレンジャク、ルリビタキ、ジョウビタキ、イソヒヨドリ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、センダイムシクイ、セッカ、キビタキ、オオルリ、コサメビタキ、サンコウチョウ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、アオジ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、イカル、シメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カモメ、オオバン、オオタカ、トラツグミ、ドバト、ツツドリ (33科74種)

イ 獣類

タヌキ、キツネ、イタチ、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ノウサギ (6科10種)

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

過去3年間の有害鳥獣捕獲許可申請状況

当該区域において、農林水産業及び生活環境被害を防止するため、イノシシ、タヌキ、アライグマ等の獣類と、カラス、ヒヨドリ、カワウ等の鳥類について、有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。

6 施設整備に関する事項
鳥獣保護区用制札 21本

7 変更（区域拡張）及び更新の理由

阿弥陀越特別保護地区については、野鳥の森の廃止に伴い、令和6年11月14日をもって存続期間が満了するが、この区域には香川県が準絶滅危惧種に指定しているミサゴが生息しており、野鳥の良好な生息環境を保護する必要がある。

一方で、阿弥陀越鳥獣保護区は五色台鳥獣保護区に周囲を囲まれており、鳥獣保護区の指定区分も同じ「森林鳥獣生息地の保護区」である。

このため、阿弥陀越鳥獣保護区の区域を五色台鳥獣保護区の区域に統合し、五色台鳥獣保護区を変更（区域拡張）する。

五色台鳥獣保護区は、ミサゴのほか、サンショウクイやサシバなどが生息していることから、森林に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域における生物多様性を確保するためにも必要な地域であるので更新する。

7 施設整備に関する事項
① 鳥獣保護区用制札 30本
② 案内板 1基

3 更新の理由

本地域は、森林に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域における生物多様性を確保するためにも必要な地域であるので更新する。